

仕 様 書

1 業務名称

大阪市城東区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】

2 目的

様々な課題について、社会全体で対処すべき「公共」の分野は拡大し続けており、行政が中心となって担うのではなく、地域の課題や資源など地域の実情を最もよく知っている住民等が中心となって担うことにより、行政は住民等と協働し、多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)による取組を継承・発展させ、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを推進していかなければならない。

そこで、この活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取組み、地域の実情に合わせて効果的に自律的な地域運営の取組を促進するために、より幅広い住民が参画できるような「開かれた組織運営」と「会計の透明性」を確保しながら、自律的な地域運営の仕組みである「地域活動協議会」の活動に対して、本市として積極的に支援することが必要である。

これまで、大阪市では平成24年7月に策定した「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー」において、「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方を基本に役割分担を明確にしたうえで、大阪にふさわしい自治の仕組みづくりを見据え、基礎自治行政について、「ニア・イズ・ベター(補完性・近接性の原理:行政運営も、より地域・住民に近いほうが、よりニーズに合った政策が実現できる)」を徹底的に追及した新しい住民自治の実現をめざしてきた。

「市政改革プラン」の取組期間が終了した平成27年度以降は、平成27年2月に策定した「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営方針」に基づき、この間の市政改革で作り上げてきた様々な仕組みを的確に運営し、より一層地域の実情や特性に即した区政運営を進めてきた。

また「ニア・イズ・ベター」をさらに推進していく観点から平成28年度に「市政改革プラン2.0ー新たな価値を生み出す改革ー」を策定し、課題等の解消に向けた今後の取組の方向性を具体化して、全市を挙げて基本方針・具体的な取組みを取りまとめ、さらには、平成29年8月に「市政改革プラン2.0ーニア・イズ・ベターのさらなる徹底(区政編)」を策定し、その改革の1つとして「地域社会における住民自治の拡充(地域活動協議会の活動の活性化に向けた支援、総意形成機能の充実など)」に向けた取組みを進めてきた。

さらに令和2年4月に市政改革プラン3.0を策定し、「ニア・イズ・ベターの徹底」を改革の柱の一つとするとともに、その具体的な取組みとして「地域活動協議会による自律的な地域運営の促進」について掲げ取組みを進めてきた。

城東区において地域活動協議会は、16地域のうち平成24年度に15地域が、平成25年度に残る1地域が設立され、これまで委託事業者・区職員により支援を行った結果、地域の自律的運営に向けた課題の達成度は上がりつつも、地域ごとの進捗度合いに格差が生じており、また課題も違ってきていることから、各地域の実情や特性に即した地域運営を促進するため多様で効果的な支援が求められている。

このような支援を行うためには、人材育成や資金確保を支援し、活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織(まちづくりセンター)の役割が重要となっている。

他方で、城東区の昨今の情勢として、分譲・賃貸マンションの居住者、高齢者住民が増加しており、日常生活における身近な生活課題や大規模災害発生時の初期対応などにおける助け合い、支え合い、見守りといった面で「自治会・町内会単位(※第一層)」のより身近な生活圏域における地域コミュニティの醸成が極めて重要な課題となっている。この間、中間支援組織(まちづくりセンター)による支援の成果は上がってきているが、地域活動協議会の活動分野として要綱で指定している「防犯・防災」や「福祉」、その他コミュニティ活動の分野において、これらの

課題に対処して行くためには、地域活動協議会への支援を通して、その基盤的・中心的役割を果たしている自治会・町内会活動が充実・活性化することが必須となっている。

民間事業者の柔軟な発想により中間支援組織（まちづくりセンター）を活用して、地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援等を行うことにより、コミュニティ豊かで大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現することを本業務委託の目的とする。

※ 第1層：自治会・町内会単位、第2層：校区等地域単位、第3層：区単位 をさす。

(参考)大阪市ホームページ（これまでの市政改革の取組み経過を含めて掲載している）

・市政改革

<https://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3054-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

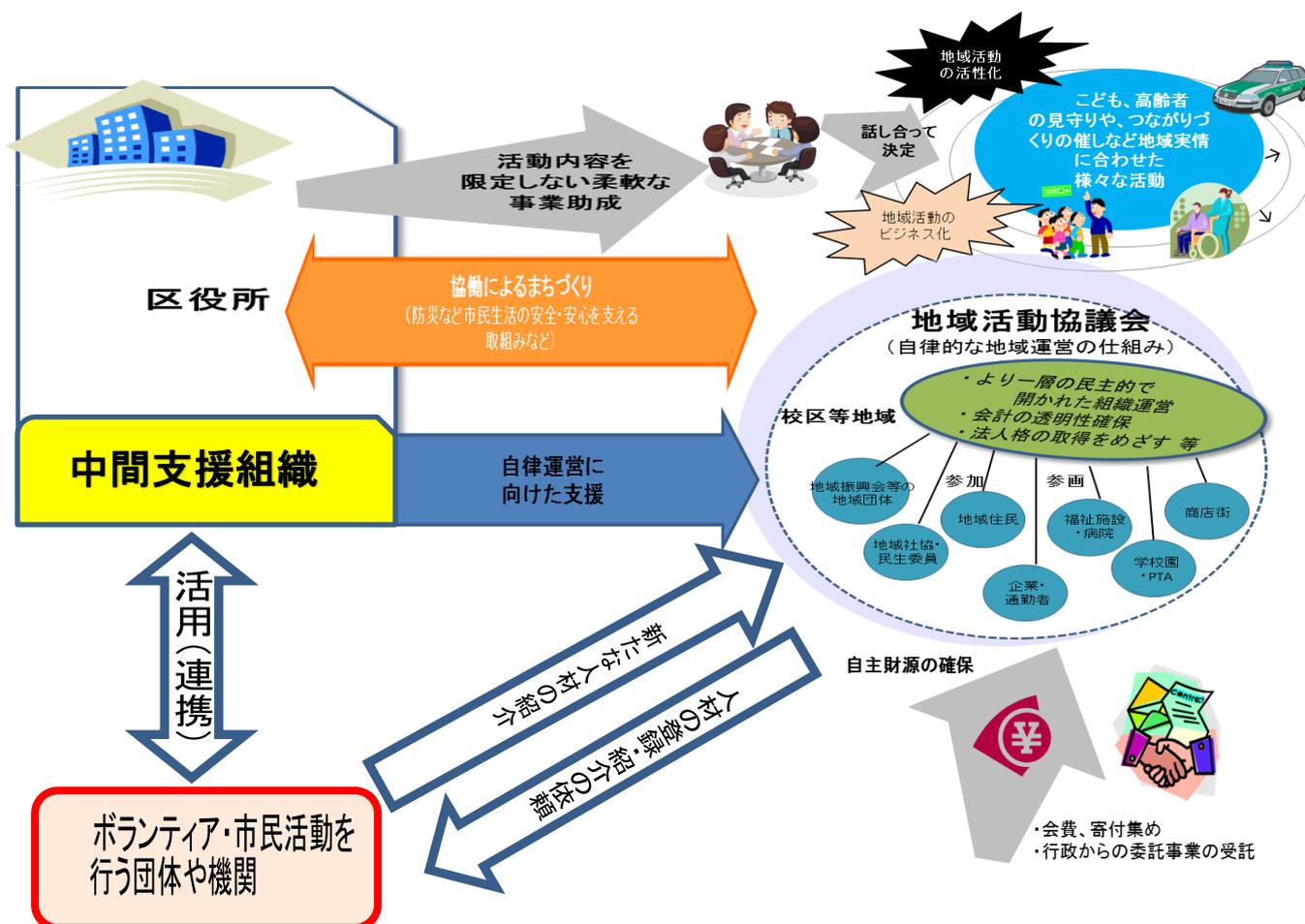
3 発注者

大阪市城東区役所（以下、「区役所」という。）

4 業務概要

目的を達成するため、中間支援組織を設置・活用し、城東区各地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援業務を行う。

市民による自律的な地域運営の実現（イメージ）

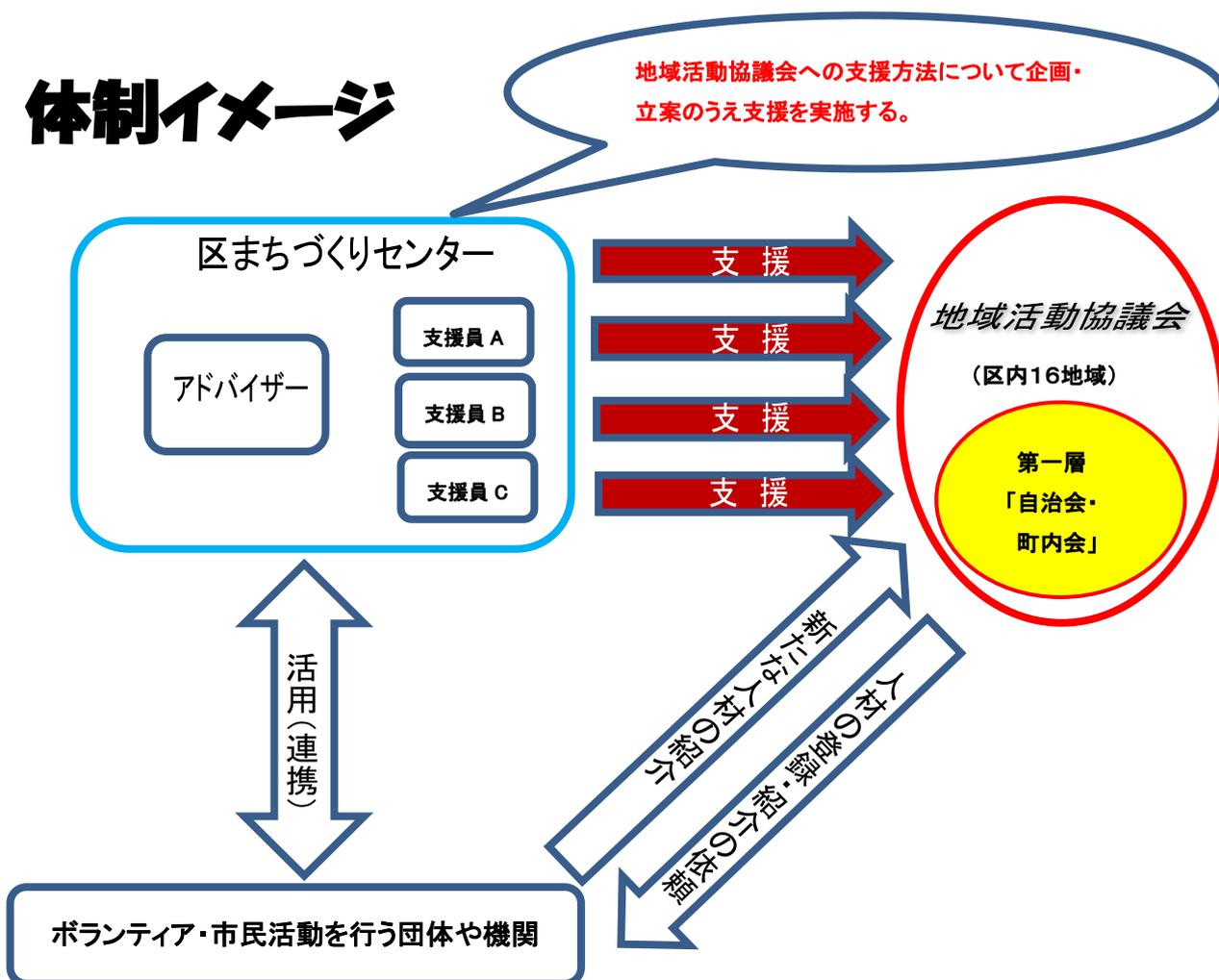


目的達成のため想定される地域活動協議会への主な支援

- 地域課題やニーズに対応した活動の実施、豊かなコミュニティづくりに向けて、地域活動への住民参加・参画の促進や新たな担い手の発掘、育成の取組み
- 地域団体の活性化に向けて、より一層の民主的で開かれた組織運営、多様な媒体による広報活動、会計の透明性の確保に向けた助言・指導等
- 自律的な地域運営の仕組みづくり
- 自主財源の確保に向けた情報提供や取組み
- 「自治会・町内会（第一層）」への活動支援や加入促進、地域活動協議会への橋渡し等、地域活動協議会の基盤強化につながる取組み

5 本業務目的達成のための体制整備

目的を達成するため下記により体制整備すること。



(1)「城東区まちづくりセンター」の設置

「城東区まちづくりセンター」を設置し、令和5年4月1日から「まちづくり支援員等」((2) - (イ) ~ (エ) の総称。以下、同じ) を配置する。設置形態・設置場所・設置方法含めて提案事項とするが、下記の事項は必須対応とする。設置期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日とする。なお、城東区複合庁舎内のスペースは利用できないので注意すること。

- ・センター設置にかかる一切の経費も含めて委託上限金額内で提案すること。
- ・午前9時から午後0時15分及び午後1時から午後5時30分までの間、本市からの電話・F a x・メールによる連絡に対応できる体制とすること。ただし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く。また、地域団体等からの相談等に対しても上記と同様に連絡応答できる体制とすること。

(2)「城東区まちづくりセンター」における組織体制の整備

城東区まちづくりセンターにおける組織体制・支援体制について提案事項とするが、下記((2) - (ア) ~ (エ)) の事項は必須対応とする。

- ・業務責任者、事務責任者、アドバイザー(事務責任者との兼任可)及び地域まちづくり支援員を選任すること。上記以外の外部アドバイザー等の選任についての提案も可とする。

(ア)業務責任者

本受注業務の責任者として、本市との適宜の協議に基づき、業務を掌握し、事務責任者を指揮・統括する者とする。本仕様書記載内容にかかる各種指示または協議・交渉については、緊急の場合などを除き本市から業務責任者あて文書またはメールで行う。

(イ)事務責任者

まちづくりセンターの責任者として、本市からの業務上の指示にあたらぬ依頼や連絡調整に対して、即座に対応がとれる体制にある者。

また、業務責任者からの指示に基づき「城東区まちづくりセンター」における業務を総合的に把握し、かつ、調整を行い、地域まちづくり支援員を指揮監督する者とする。

(ウ)アドバイザー(事務責任者との兼任可)

事務責任者からの指示に基づき、「地域まちづくり支援員」を総括し、助言・指導を行い、かつ必要に応じ「地域まちづくり支援員」として従事するとともに、区役所や地域団体等の相談にも応じる者とする。

(エ)地域まちづくり支援員

事務責任者及びアドバイザーの指示や助言・指導に従い、目的達成のための実務に従事する者。

まちづくり支援員等について、目的達成のために必要な人員数について提案すること。

まちづくり支援員等について、必須の資格は設けないが、本業務の遂行のため下記能力のある人材を配置すること。

○ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等運営の知識やノウハウを有しており、地域が円滑に自律運営を行えるよう支援できる

○業務において市民と接することが多いため地域活動の実績を有し、地域活動に理解が深く、地域活動従事者へ敬意を持って対応できる

また、上記の能力を醸成するための研修の取組みについても提案可能とする。

6 本業務目的達成のため取り組む支援等

目的を達成するため下記（１）－ア～ケの各項目、（２）－①～④の各項目、（３）における支援等に取り組むこと。各項目において取り組む支援内容等については提案事項とするが、下記（２）及び（３）の事項については必須対応とする。提案事項は、契約期間全体の計画と年度計画双方を提案すること。

提案にあたっては目的達成のために本事業においてこれまで取り組んできた内容についてア～ケの各項目において記載しているので参考とされたい。また、現行の受託事業者が取り組んでいる内容についても参考とされたい。本市が提示する各項目への取組み以外も提案可とする。

(Facebook ページ <https://www.facebook.com/pages/category/Community-Service/城東区まちづくりセンター2020-102680311434671/>)。

（１）地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む地域活動協議会の自律的な地域運営に向け、以下の支援を行う。

なお、自律運営にかかる支援については、別紙 1-1「地域活動協議会の目指す姿」、別紙 1-2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）（令和 2 年度以降）」を参考とし、各地域の状況については、別紙 1-3「各地域における取組状態・自律度の状況把握シート」を参考とすること（ただし、地域名は匿名としている）。

「ボランティア・市民活動を行う団体や機関」として「城東区ボランティア・市民活動センター」「大阪市ボランティア・市民活動センター」等の活用（連携）を積極的に進められたい。（「城東区ボランティア・市民活動センターとの連携趣旨」については別紙 1-4 参照）

なお、城東区及び区内各地域においては様々な課題や資源等の実情や特性があるため、提案にあたっては、下記の城東区の課題・実情等及び添付資料の「各地域情報」の内容を念頭に置きながら、各地域の自律度に応じた適切な支援を行う。

ア 地域における担い手育成や人材育成への助言・指導

地域活動の担い手・後継者不足が解消されるような人材育成・発掘を支援

イ 市民参画の促進に向けた情報発信と幅広く住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援

地域活動協議会が自ら企画・運営し、豊かな地域コミュニティを再生させるために、若い世代やマンション住民などこれまで地域活動への関わりの薄かった人たちに「つながり」や「きずな」の大切さを伝え、地域コミュニティへの参加のきっかけとなるさまざまな情報などを発信し、人と人が出会い、つながる機会づくりの支援。

ウ 多様な地域活動主体等との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導

多様な地域活動主体やNPO、市民活動団体、企業等を対象に地域の自律運営について理解が深まるよう普及・啓発を図り、地域活動協議会への参画やネットワークづくりへの助言・指導。

エ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導

(ア) 大阪市城東区地域活動協議会補助金の申請等のための支援

(イ) 大阪市区政推進基金をはじめとした各種基金事業などによる助成金申請のための支援

(ウ) 各種民間助成金申請のための支援

(エ) 市民や企業からの寄附を受けるための支援

(オ) 事業実施における収支改善等のための支援

(カ) 大阪市の「コミュニティ回収」「新たなペットボトル回収・リサイクルシステム」事業や各種助成金等、自主財源獲得のための支援

オ 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導

(ア) 行政からの委託事業を受注するための支援

国・府・市など行政からの発注、とりわけ、大阪市からの協働型の事業委託を地域活動協議会が受注するための支援。

(イ) コミュニティ・ビジネス及びソーシャル・ビジネス（CB/SB）、大阪市の事務事業の社会的ビジネス化の促進に向けた支援

子育てや高齢者への支援、地域の安全・安心の確保、まちの美化、地域の魅力発信など多様な分野における地域活動について、コミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の促進、また大阪市として取り組むべき課題の解決に向けた社会的ビジネス化の促進に向けて、情報提供や専門相談機関等への連絡・調整などの支援。

カ 地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導

より幅広い人たちが、地域団体の活動に理解を示し参画できるよう、地域団体の活動情報の発信のほか、開かれた組織運営、会計の透明性の確保などの支援。

(ア) 会計事務支援

予算・決算、出納事務に係る指導及び助言等の支援

(平成 28 年度実施の包括外部監査指摘事項に対する改善への支援を含む)

(イ) 事業計画・実施・報告支援

事業計画策定、事業実施、実施報告作成及び広報に係る指導及び助言等の支援

(ウ) 会議の開催支援

予算・決算総会や各種会議の進行、資料作成に係る指導及び助言等の支援

(エ) 地域の情報発信に係る指導及び助言等の支援

地域活動協議会の管理・運営する掲示板及び広報紙による広報はもとより、ホームページ、SNS（フェイスブック、ツイッター等）による広報に係る支援

(オ) その他、団体組織運営において必要な事柄の支援

- ・ 個人情報保護等の制度に対する理解促進
- ・ 会計監査・業務監査の実施支援
- ・ 職員等の雇用等における労務事務に係る支援
- ・ 税務事務に係る支援 等

ただし、団体としての固有事務及び組織運営事務は除く。

キ 地域活動協議会の認知度アップ

令和 5 年度以降に実施予定の区民アンケートにおける「地域活動協議会を知っている区民の割合」について、目標値「44.0%以上」の達成に向けて、地域活動協議会の存在ならびに活動主旨等を広く区民に周知するよう努め、認知度の上昇につながる様な支援。

(具体例) まちづくりセンターが運営するホームページや SNS の活用

区広報誌「ふれあい JOTO」内に毎号地域活動協議会の活動紹介コーナー「地活協だより」を確保するので、令和 5 年 6 月号～令和 8 年 5 月号までの原稿を毎月指定の締切日までに本市あて提出すること。また、原稿提出以降、本市との校正作業等も行うこと。なお、

原稿の作成は各地域活動協議会が作成しても差し支えない。(「地活協だより」の掲載は概ね縦13cm×横18cm四方)

ク 地域活動協議会間の情報交換や連携の促進

各地域活動協議会間の情報交換や連携の促進の場として、月次で定例開催される地域活動協議会連絡会に参加。地域活動協議会関係者がオンラインでの会議等に参加する際支援も行うこと。

ケ 自治会・町内会単位（第一層）の活動への支援（団体固有事務を除く）

(ア) 人と人がつながるためのきっかけづくりに向け、「住民がつながることの重要性を感じる」活動支援

(具体例) 町内会単位やマンション住民の防災訓練、こどもの登下校見守り、高齢者など要援護者見守り等において、チラシ、回覧、広報紙の作成等の広報支援等

(イ) 「つながれば面白いと思える魅力を感じる」活動内容を形作るためのサポート

(具体例) もちつき、花見、高齢者と園児との交流会等において、魅力アップを図り参加者を増やすための企画提案やSNSでの紹介や地域広報紙への取組み内容掲載の支援等

(ウ) 自治会・町内会、その他各種グループといった活動主体が、自律的かつ円滑に地域で活動を行うことができるよう、活動主体への加入促進や活動主体間の連携促進

(具体例) 新築マンション・ワンルームマンションへの町会加入促進に向けた資料・チラシ・ポスター作成やアンケートの実施、町会役員が管理組合に町会加入依頼時に同行し補強説明などの支援。町会と同町会区域内マンション自治会との共同防災訓練実施のコーディネート支援等

(2) 令和5年度から7年度 城東区重点支援取組事項

前述の「6-(1) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」は、本市全域で積極的に支援しているところであるが、地域活動協議会の自律的な地域運営の促進のためには、城東区における課題・実情の改善に向けた支援が必要と考えられる。下記「城東区の課題・実情等」を踏まえ、重点支援取組事項に取組むこと。

城東区の課題・実情等

- ① 若い世代、マンション住民等の地域活動への参加促進。
- ② 地域役員の高齢化に伴い、地域コミュニティの新たな担い手の発掘・育成。
- ③ 別紙1-3「各地域における取組状態・自律度の状況把握シート」のとおり、地域運営の進捗度合いに格差が生じており、課題も違ってきていることから、それぞれのニーズに合った支援が必要。
- ④ 子育て層の割合が高く、地域をあげて子どもを健全に育む環境づくりが必要。また、一人暮らしの高齢者も増加しており、地域で支え合う福祉のまちづくり推進にむけた支援が必要。
- ⑤ 河川に囲まれた地域や住宅密集地域が広範囲に存在していることから、共助による地域防災対策の構築が必要であり、また地域ぐるみで防犯意識を高揚させるなど、災害に強く犯罪の少ない安心・安全なまちづくりの推進にむけた取組への支援が必要。
- ⑥ 町会加入率が年々低下してきており、地域コミュニティの根幹である「顔の見えるつながりづくり」(すべての地域活動の継続・拡充のベースとなる環境づくり)に向けた、「自治会・町内会単位(第一層)」の活動の支援が必要。

(参考) 城東区ホームページ「地域活動協議会」

<https://www.city.osaka.lg.jp/joto/category/3410-3-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

① 地域活動協議会のニーズ把握と解決に向けた支援（(1)－項目アからケ）

- ・各地域活動協議会によって自律度の状況が異なることを踏まえて、地域まちづくり支援員の定期的な訪問等により、地域活動協議会の困りごとや課題を把握し、必要に応じて区役所と相談しながら解決策を検討・提案する
- ・地域活動協議会が組織運営や事業実施の企画立案・効果検証をする際の基礎情報として、地域活動協議会が自らニーズや課題把握を行える体制づくりにかかる支援

② 地域活動協議会の人的・金銭的負担の軽減に関する支援（(1)－項目アからケ）

- ・運営体制や事業実施手法について、役員や部会、事務の流れ、役割分担の見直しや事業の再編を行う場合の支援
- ・将来の地域活動の担い手として、子どもや若年層が地域活動協議会の運営や事業実施に携わるきっかけづくりの支援
- ・教育機関の学外ボランティアや企業のボランティア休暇等を活用した人材の受け入れ支援

③ 各地域活動協議会における ICT 化支援（(1)－項目カ、ク）

地域活動協議会の組織運営に ICT の視点を取り入れることで、地域活動の担い手の負担軽減や効率的な組織運営が見込まれることから、下記項目の支援を行うこと。

- ・オンラインを利用した会議体制として、地域とまちづくりセンター、城東区役所との連絡体制整備実施
- ・地域活動協議会の保有するメールアドレスや SNS アカウント等の組織運用のほか、地域活動協議会の役員や住民間でのスケジュール共有や連絡体制の構築にかかる支援
- ・各地域活動協議会事務所や役員等で組織的に活用する PC やタブレット等、必要機材の運営経費での調達支援（購入、リース）
- ・発注者が指定する会議用アプリ（Microsoft Teams・Zoom 等）のインストール支援
- ・城東区役所と各地域活動協議会との通信訓練にかかる各地域活動協議会側（会長・地域福祉支援員等）への操作サポート
- ・地域とまちづくりセンター、城東区役所との連絡（オンライン利用の会議等）実施

④ 簡易な定例事務及び事業の人的負担軽減を目的とした委託化（代行）にかかる支援（項目ア、イ、カ）

地域活動協議会の事務局事務や事業の適切な執行については、地域自らの力で行うことを目標に支援を続けているが、活動の担い手が不足している地域では過度に自律を求めることで逆に地域の疲弊に繋がっている可能性も指摘されている。

このような課題に対する解決策の選択肢の一つとして、組織運営や事業実施の意思決定に支障のない範囲で、簡易な定例事務や人手の必要なイベント時の誘導・設営等を人材派遣サービスや有償ボランティア等に委託化（代行）する手法も、地域の自律支援として寄与されると考えられることから、委託化が既定路線ではなく、あくまで検討材料であることを留意したうえで下記項目の検討や導入支援を行うこと。

- ・地域活動協議会の負担原因の究明と課題整理
- ・事務受託候補者の探索
- ・委託化を仮定した場合にかかる費用（いわゆる委託料）の調査
- ・委託化についての地域からの意見収集 など

(3) その他支援に取り組むにあたり遵守すべき事項

ア 相談や受付体制の構築

まちづくりセンターにおいて地域団体からの相談に対応するほか、対応可能な時間中では相談できない者にできるかぎり対応するため、WEBやメールなどによる相談や受付の体制を構築するなど、利用者ニーズに沿った支援体制を確保すること。

イ 業務計画書の作成

受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、業務実施工程等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を令和5年以降、各年の4月末までに作成し、区役所に提出すること。また、業務計画書は、長期計画と各年の短期計画を提出すること。

ウ 業務報告書の提出等

(ア) 日報の作成

受注者は、業務終了日の翌3開庁日以内に（年度末については翌開庁日）業務の実施状況を記載した実施報告書（日報）（様式例：別紙2）を作成し、まちづくり支援員等の活動状況及び主だった各地域の動きについて記録すること。また、各月分をまとめて、月次の報告時に提出すること。

区役所が求めた場合は、適時提出できるよう整えるとともに実地等による検査に速やかに応じなければならない。ただし、緊急の報告（協議）の必要がある場合は都度、区役所に報告（協議）すること。

(イ) 月次の報告

受注者は、業務の実施状況を記載した実施報告書（月次）（様式例：別紙3）を作成し当月分の実施報告書（日報）を添付の上、翌月5開庁日（5開庁日が土日祝の場合前営業日）までに区役所に提出し、確認を受けること。

また、区役所が求めた場合は、実地等による検査に速やかに応じなければならない。

(ウ) その他本市が必要とする書類・資料について、求めに応じて本市が指定する期限までに遅滞なく作成し提出すること。ただし、作成は本受託業務に関することに限るものとし、疑義が生じた際は甲と乙にて協議を行うものとする。

エ 定例会議の開催について

月に1回、本業務の進捗状況の報告、履行確認のため区役所と定例会議を実施すること。実施にあたり必要な資料を作成・提出するとともに業務責任者・事務責任者が出席すること。

オ 連絡調整会議について

大阪市市民局が各区役所と受託事業者が集まり、情報交換や事例共有を目的として開催する連絡調整会議へ参加し、情報交換等を行うこと。また、区役所及び大阪市市民局から受託者に対し、地域活動協議会等に対する支援の状況などの資料作成を依頼する場合があるので、これに協力すること。

カ 調査研究による地域支援機能の向上

市民活動団体等や地域の活動情報の収集及び情報発信などを行うこと。

キ その他

- (1) 「4 業務概要」以下に記載する各業務については、業務間の密接な連携により一層の相乗効果を上げることができることを踏まえ、業務間の連携策についてできる限り具体的な内容を盛り込むこと
- (2) 委託業務を効果的・効率的に実施するための組織体制（指揮命令系統、人員配置等）について、できる限り具体的に提案すること。なお、その際、上記(1)の業務間の連携に

についても配慮すること。また、受託者が複数の者からなる場合は、役割や責任分担等を明確にすること

- (3) 本委託業務の実施にあたっては、「市政改革プラン」及び「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針」の関係部分を理解しておくこと
- (4) この仕様書における専門用語については、「市政改革プランー基本方針編ー」の用語集を参照すること

7 本業務における成果目標

- (1) 区内各地域活動協議会が別紙 1-2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）（令和 2 年度以降）」に記載の「目指す状態」となること

その達成状況については別紙 1-3「各地域における取組状態・自律度の状況把握シート」により測定する。また同シート中の「具体的取組ー基本ー取組状態」については、期末時点で全地域活動協議会において全て○となるよう最善を尽くすこと。

- (2) 「地域活動協議会の構成団体」を対象としたアンケート調査（別紙 1-5）において、肯定的な回答の割合を令和 3 年度実績より向上させること

具体的には以下のとおり。

●まちづくりセンターの支援に満足しているか

①満足している ②ある程度満足している の回答割合（無回答を含めて 79%以上）

●まちづくりセンターは地域活動協議会に対して地域の実情やニーズに即した支援を実施していると思うか

①そう思う ②ややそう思う の回答割合（無回答を含めて 81%）

●地域活動協議会において、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思うか。

①そう思う ②ややそう思う の回答割合（無回答を含めて 88%）

8 事業評価等について

令和 5 年以降、毎年 9 月頃及び 3 月頃に「7 本業務における具体的な成果目標」に記載の成果目標に対する検証及び事業評価を実施するので、本市の求める資料を提出すること。これらの検証・評価結果については、区役所と受託者において内容を分析のうえ、以後の支援取組み等について反映していくものとする。なお、この事業評価及び検証の結果については公表する。

また、事業評価及び検証における資料とするため、本市が作成する別紙 1-5（各地域活動協議会構成団体アンケート）の配付・回収等に協力すること。なお、本アンケートは「7 本業務における成果目標」における重要な資料となるため、回収率を少なくとも 75%以上となるよう本市と協力して取り組むこと。

9 委託期間 令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日 (36 か月)

10 事業報告について

業務完了報告書類には、業務の詳細な内容を明記し、令和 8 年 3 月 31 日までに作成し、区役所に提出すること。

11 再委託について

- (1) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときはこの限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

12 事務引継ぎについて

契約締結までの間に、現行の「大阪市城東区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託（契約期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）」の受注者からの事務引継ぎを受けること。また、令和9年度の受注事業者及び区役所に対し事務引継ぎを行うこと。なお、引継ぎの際は、適宜区役所が立ち会うものとする。引継ぎの費用は受注者の負担とする。

まちづくりセンターが業務で運用する電話番号・FAX番号、SNSアカウント等のうち、事務引継ぎができるものは、本市と協議のうえ後任の事業者へ引継ぎを行うこと。

13 委託料の支払い

委託料の支払いは、各年度の事業完了後、本市の検査を受けてから受注者の請求に基づき支払う。ただし、部分払いを行う場合、業務の完了前に既に業務を完了した部分（検査職員の検査に合格したもの）に対し請求することができる。その場合は、受注者に提出を求める所定の請求書等に基づき、月1回を超えない範囲で支払うものとし、受注者の指定する口座に振り込むものとする。

なお、この仕様書による契約については、複数会計年度にわたる長期継続契約となることから、各年度の予算成立額が所要の契約金額に満たない場合は、契約解除・契約変更等の事態が生じる。

14 障がいのある人への合理的配慮

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする

修実施報告書」を区役所に提出すること(平成18年4月6日付け市民第19号「平成18年度本市並びに本市監理団体が恒常的に業務委託する業者について」に基づく。)

(13) 令和5年2月17日選定会議による付帯意見を掲載予定

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：06-6930-9101）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

個人情報等の保護に関する特記仕様書

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

- 第1条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）の趣旨を踏まえ、本書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報等の管理義務)

- 第2条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。
- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、発注者の指示に従い廃棄・消去又は返却等を完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等、適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。

(秘密の保持)

- 第3条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、業務を行う上で得られた設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(目的外使用の禁止)

- 第4条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(外部持出しの禁止)

- 第5条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

- 第6条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者から書面による同意を得た場合はこの限りでない。
- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第2条を準用する。

(事故等の報告義務)

第7条 受注者の管理する個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかにその事故発生の原因の如何に関わらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。

2 第1項の事故により、以降の事務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

(事実の公表)

第9条 発注者は、受注者が保護条例第15条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。